

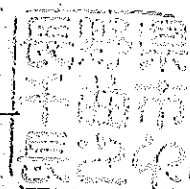
千曲市訓令第7号

本 庁
出先機関

千曲市建設工事事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月26日

千曲市長 小川 修 一



千曲市建設工事事務処理規程の一部を改正する訓令

千曲市建設工事事務処理規程（平成15年千曲市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（請負人の選定等）

第9条 部長は、工事の請負及び契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結することが適当と認めるときは、請負人選定委員会（千曲市建設工事請負人選定委員会規程（平成15年千曲市訓令第28号）に規定する委員会をいう。）において請負人を選定しなければならない。ただし、130万円以下の建設工事並びに50万円以下及び緊急を要する130万円以下の測量、調査、設計等の委託については、同委員会による選定を省略することができる。

様式第1号中

「原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、契約金額の 割の範囲内で前金払をする。

」を

「原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について、契約金額の 割の範囲内で前金払をする。

」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。